

品川区立伊藤小学校いじめ防止基本方針（令和6年3月改定）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「伊藤小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 品川区立伊藤小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を品川区ならびに品川区教育委員会と本校が主体的かつ相互的に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、学校・教職員・地域等で児童の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ、随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、校内のだれもが、安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が過ごす時間の多くが授業の時間であることを鑑み、主体的・対話的で深い学びの創造など魅力ある授業を全ての時間で実現するため、教職員の学びの仕組みを工夫し、教職員同士がコミュニケーションを図りやすくなるような研究・研修体制を構築する。
- (3) 決まりや規則を遵守する指導のみでは未然防止につながらないという東京都の調査結果をうけ、人権意識や規範意識を身に付けさせるだけでなくとどまらず、全ての児童に居場所と出番ができたり、子供たち同士がきずなを深めたりできるような機会を意図的に設定する。
- (4) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぐよう日々努力するとともに、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう教職員の意識向上に努め、日ごろから児童との信頼関係の醸成を図る。
- (5) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組み、保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら対応する。
- (6) 児童が主体となっていじめのないよりよい学級・学校・地域・社会を形成するという意識や態度を育み、子供同士が互いを認め合う中で話し合い、合意形成や自己決定ができるような機会を積極的に設定する。
- (7) 学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努め、子供の訴えや教職員の気づき、保護者、地域、関係機関等からの情報を適切な対応につなげるための仕組みを構築する。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「伊藤小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、**校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・生活指導部所属教員**とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取り組みを行う。

3 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止・早期発見に関すること

(ア) 心の教育の充実

市民科の授業や生活指導等を通して、規範を守ったり、感情をコントロールしたり、対立を解消したりすることについて、考え方や具体的な方法を学ぶ機会を設け、市民科年間指導計画等に位置づけ、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り実施する。

(イ) 異年齢による、交流活動と課題解決活動の活性化

縦割りの班やクラブ、委員会をはじめ異年齢で活動する機会を増やすことで児童一人一人に居場所と出番を用意するとともに、積極的にいじめ防止のためにできることを考え、実行する機会をつくる。特に「いじめ防止月間」をふれあい月間とタイアップして6・11・2月に設定し、「いじめ防止標語」や「いじめ防止ポスター」の作成など、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導・支援をする。

(ウ) 魅力ある授業の実現

主体的・対話的で深い学びの過程が実現する授業を創造することを目指し、教員研究・研修を通して教職員同士が学び高め合う関係をつくる。

(エ) 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめを未然防止するための考え方と方法や早期発見・対応について教職員が学べる環境をつくる。

(オ) いじめに関する情報収集と共有の仕組みをつくる

生活アンケートやQUアンケート、iチェックを活用したり、個人面談、保護者面談などの機会やICTを活用した児童からの訴えを受け入れる仕組みを設けたりした上で、校内委員会や生活指導夕会など全教職員が情報を共有する機会をつくっていじめを察知する。

(カ) 保護者・地域への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止について情報公開をし、連絡協議の場を設定する。

(キ) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察や、5年生全員に行う全員面接をいじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、スクールカウンセラーによるいじめを受けた児童のケアができるようにする。

(2) いじめの対応に関すること

(ア) いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

(イ) 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聞き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

(ウ) 関係機関との連携

教育センター等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神的に重大な被害を被った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。